

## 構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
入間市

2. 構造改革特別区域の名称  
入間ワイン特区

3. 構造改革特別区域の範囲  
入間市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置

埼玉県の南西部、都心から40km圏内に位置し、面積は44.74k㎡で東西9.3km、南北9.8kmの菱形をなしており、周囲は、埼玉県所沢市、狭山市、飯能市及び東京都青梅市、西多摩郡瑞穂町にそれぞれ接している。

市域全体は、海拔60mから200mのややなだらかな起伏のある台地と丘陵からなり、市東南端と西北端には、それぞれ狭山丘陵と加治丘陵とがあり、市域の約6分の1を占める茶畑とともに緑の景観を保っている。

また、市の西北部には荒川の主流である入間川が流れ、中央部に霞川、南部に不老川がそれぞれ東西に流れ、優れた景観をなしている。

### (2) 気候

夏は高温多雨、冬は低温乾燥の内陸性の太平洋側気候である。年間を通じて、台風や豪雪による気象災害は比較的少ないが、春先の急激な冷え込みによる霜や、春から初夏にかけての降ひょうにより、農作物等に被害を及ぼしたり、高温多雨となる夏期を中心に、雷の発生や局地的な集中豪雨が発生することがある。冬期は、雨や雪の日はあまりなく、北西からの強い季節風「空っ風」の吹く乾燥した晴天が多くなる。

### (3) 人口

入間市の人口は、近年は緩やかな増加傾向が続いており、総人口は平成22年12月末現在150,886人である。

### (4) 産業

平成17年の就業人口は73,240人で、産業別には、第1次産業が1.2%、第2次産業が27.6%、第3次産業が71.2%となっており、平成7年から比較すると、第1次産業、第2次産業ともに割合を下げて一方、第3次産業の就業者の割合が増えている。

本市の農業は、大都市に近いという利点を活かし、茶、野菜、畜産、などの農業が盛んに行なわれてきた。しかしながら、近年の都市化により農家数が減少しつつある。

入間市は、県下の狭山茶の生産地である。耕地面積約 896ha、うち 55%に相当する約 495ha が茶園である。経営形態として、西部地域は加治丘陵下に広がる集団茶園を基盤とし茶専業が行なわれ、北部、南部及び東部は、茶、露地野菜の複合経営が主流を占めている。また、本市は養豚を中心として畜産も行なわれている。

#### (5) 地域づくり

平成 19 年度より第 5 次入間市総合振興計画を策定し、本計画の将来都市像を「香り豊かな緑の文化都市」と定め、まちづくりの基本理念「人」・「まち」・「自然」という 3 つの柱のもと、6 つの施策の大綱「豊かな心ふれあうまち」「幸せをわかちあうまち」「住みよく美しいまち」「活気に満ちたまち」「安全で安心してくらするまち」「緑につつまれたまち」によりその実現を目指す。

#### (6) 本市を取り巻く諸情勢と課題

全国的に少子高齢化が進行し、人口減少が始まっている中で、本市の農家や農業従事者の減少及び高齢化の割合が上昇するなど、後継者、担い手不足が懸念されている。また、輸入農産物の増加や産地間競争の激化により価格が低迷するなど、農家所得が停滞傾向にある。

今後、茶業を中心とした農業の合理化、ブランド品の確立、販路拡大に伴う消費拡大の推進が課題となっている。加えて、都市部と農村部、消費者と生産者が地元農産物や加工品を通してより一層の交流を深め地産地消を進めることも課題となっている。

### 5. 構造改革特別区域計画の意義

本市においては、現状で果樹栽培が少なく、今後も栽培農家の増加が見込めないことから取り巻く環境は厳しい。しかし、このような状況の中で地場産業である狭山茶の他に、特区を利用して地元農家が作る果実酒を提供することは、地元の地域性を活かした新たな地域の魅力となる。特産品の確立は、新たな魅力づくりとともに生産者と消費者の交流人口が増えて消費拡大につながり、農業及び地域経済の活性化が期待できる。

### 6. 構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置を活用することにより、農家が育てた果実を使って、新しい農産物加工品ともいべき果実酒の製造が可能となる。この自家製果実酒による PR と、これまで取り組んできた地場産業である狭山茶による PR 効果との相乗効果に

より、都市住民等との地域間の交流促進により、地場農業など地元の地域活性化を図る。

また、近隣市では行なわれていない、非常に珍しい自家製果実酒に興味を持ち見学に訪れた人々が農業についての理解を深め、果実酒を目的に訪れた人が、本市の観光名所や、さらに地場産業である狭山茶の名所にも足を運んでくれるように特区を活用した新たな施策を展開することを目標とする。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域特産品による知名度アップ

特区を導入し、新たな地域特産品をすることによる取り組みをマスコミや広報を通じて、地場産業である狭山茶とともにPRすることによりさらなる市の知名度アップにつながる。

### (2) 交流人口の拡大

本市は、都心から40km圏内に位置し、高速道路等との交通アクセスもよく市内に大型商業施設があることから、観光に訪れる人も多い。市としては地場産業の狭山茶を中心として観光等の受入を積極的に推進してきた。そして、今までの狭山茶を中心とした観光に、さらに今回の特区で果実酒を加えた新たな魅力により交流人口の拡大による地域活性化が図られる。

### (3) 生きがいづくりの場の提供

本市における農業就業者は減少傾向にあるが、定年を迎えた人は年々増加している。農業者の高齢化や担い手不足により人材不足が深刻となっており、農業の人材確保は必要不可欠となる。また、定年等を迎えた方には、余暇の活用及び生きがいのため農作業を希望する方が多く、そういった人の受け皿として期待できる。特区導入による特産品の確立は、新たな魅力づくりとともに生産者と消費者の交流人口が増えて消費拡大に結びつき、さらには、農業及び地域経済の活性化につながる。

果実酒製造農家	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
レストラン	1 件	2 件	3 件

## 8. 特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地産地消の推進

- ふれあい朝市や地場産農産物の消費拡大につながる直売所の設置等の支援
- 地場産農産物の学校給食等での利用推進

(2) 農業体験事業の実施

- イベント、体験事業等の実施
- 市民農園等を通じた市民の農業への理解促進

(3) 観光資源の開発

- 新たな観光資源の発掘及び期待されるスポット等の PR 支援
- 情報提供による観光資源の拡充

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン、飲食店、農家民宿)を営む農業者で、果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料とした果実酒を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行なわれる区域

入間市の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市の新たな地域特産品として交流人口の拡大が期待されるとともに、今後の農業の新しい魅力づくりが展開され地域活性化が図られていく観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行なう。